

会 則

令和 1 年 5 月

アサヒボンド工業会

事務局・〒173-0031. 東京都板橋区大谷口北町3-7

TEL 03-3972-4909

FAX 03-3972-4583

アサヒボンド工業会・会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は『アサヒボンド工業会』と称する。
- 第2条 (目的) 本会は、アサヒボンド工業株式会社を軸に会員一体となり諸種の事業発展を計り、技術の研さんと共に存共栄の実を挙げると共に社会の希求に応える事を目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
一．需要開発及び施工技術に関する情報の交換
二．標準施工法の制定、及び研究開発、宣伝普及活動
三．施工技術に関する訓練、教育
四．事業経営に関する研究会、講習会開催
五．その他、本会の目的を達成する為の必要な事業
- 第4条 (事務局) 本会の事務局は、アサヒボンド工業株式会社内に置く。

第2章 会員

- 第5条 (構成) 本会は、正会員、準会員、賛助会員、特別会員をもって構成する。
一．正会員…………アサヒボンド工業株式会社の特約店で、建設業許可を取得した者
二．準会員…………アサヒボンド工業株式会社の特約施工店で、一年以内に建設業許可を取得できる者
三．賛助会員…………アサヒボンド工業株式会社の販売代理店等取引先
四．特別会員…………アサヒボンド工業株式会社
- 第6条 (入会) 入会は、本会員2名以上（内1名は理事）の推薦を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
2. 推薦人の内1名は原則として地域会員を優先する。ただし、地域会員が不在の場合は会長推薦とする。
- 第7条 (退会) 退会を希望する会員は、その1ヶ月前に文書による退会届けを提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第8条 (除名) 会員として、本会則を遵守せず本会の目的に反する行為があった場合は、理事会にはかり総会の決議を経て除名する事が出来る。

第3章 役 員

第9条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- 一. 会長 1名
- 二. 副会長 3名
- 三. 理事 15名以内
- 四. 監事 2名

2. 本会に顧問及び相談役を置く事が出来る。

第10条 (役員の選任) 役員は総会において選出する。会長、副会長は、理事会にて互選し、総会の承認を得るものとする。

第11条 (役員の任期) 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第12条 (役員の補選) 役員に欠員が生じた時は、理事会において選任する。この場合の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 総会、理事会、専門委員会

第13条 (総会) 本会は年1回、定期総会を開催する。

2. 理事会において必要と認める場合臨時総会を開催出来る。

3. 総会は、会長がこれを招集する。

4. 次の事項は総会に付議しなければならない。

一. 収支予算及び収支決算の承認

二. 会則の変更

三. その他特に重要な事項

5. 総会の決議は正会員の3分の1以上が出席し、その議決権過半数により決定する。

第14条 (理事会) 理事会は役員をもって構成し、会長がこれを招集する。理事会は本会の運営に関する主要事項を審議決定する。

第15条 (専門委員会) 本会の事業を行う為に次の専門委員会を置く。

一. 総務委員会

二. 運営委員会

2. 運営委員会内に下記の部会を置く。

一. 業務部会

二. 技術部会

3. 専門委員会の運営を円滑に推進する為、各委員会毎に幹事を置く。

第5章　会　　計

- 第16条　(経　　費)　　本会の運営は、次の会費、入会金、寄付金、その他をもってこれに充てる。
- 第17条　(入　会　金)　　本会の入会金を次のとく定める。
一. 入会金は一法人につき 10 万円とし、入会と同時に納入する。
二. 入会金は原則として返却しない。
- 第18条　(会　　費)　　本会の会費を次のとく定める。
一. 会費は年額 6 万円（月額 5 千円）とし、特別会員の会費は年額 150 万円とする。
二. 納入は年一括払い、又は、上期下期の 2 回払いとする。
三. 納入会費は原則として、前納とし返却しない。
- 第19条　(旅　　費)　　本会の運営に必要な旅費については、旅費規程による。
- 第20条　(会計報告)　　本会の会計期間は、4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 カ年とし、監事の監査を受け定期総会にて報告承認を得るものとする。尚、監事は前記以外必要と認めた時、隨時会計監査を行う事が出来る。
- 第21条　(慶　　弔)　　本会会員に慶弔の事由が生じた時は慶弔規程により慶弔金を贈呈する。

第6章　附　　則

- 第22条　(附　　則)　　本会則に定めていない事項は、理事会の決議を経て総会にはかり決定する。
2. 平成 1 年 4 月、一部改正して実施する。
平成 3 年 4 月、一部改正して実施する。
平成 6 年 4 月、一部改正して実施する。
平成 13 年 4 月、一部改正して実施する。
平成 19 年 5 月、一部改正して実施する。
平成 25 年 5 月、一部改正して実施する。
平成 27 年 5 月、一部改正して実施する。
令和 1 年 5 月、一部改正して実施する。

[設立・昭和 58 年 3 月 18 日]